

指定給水装置工事事業者指定の新規申請について

申請時に必要な書類等

必要な書類等	法人	個人
指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1号)	○	○
誓約書(様式第2号)	○	○
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3号)	○	○
機械器具調書(別表) (各器具の写真を添付すること)	○	○
給水装置工事主任技術者免状の写し(全員分)	○	○
定款の写し(直近のもの)	○	不要
登記事項証明書 (発行日から3か月以内の原本)	○	不要
代表者の本籍・続柄の記載された住民票 (発行日から3か月以内の原本)	不要	○
代表者の身分証明書(地方公共団体発行の原本)	不要	○
指定給水装置工事事業者 新規指定申請時確認事項	○	○

※ 法人については、原則として記名押印が必要です。

指定手数料 50,000円

(指定証の受領時に隼人市民サービスセンター1Fお客様センターで納入してください。)

問い合わせ先

〒899-5192 霧島市隼人町内山田一丁目 11-11

霧島市上下水道部水道工務課

電話:0995-42-3501 FAX:0995-42-2833